



# こういきれんごう

H27.8  
No. 30



## はしご登はんの部で全国大会出場！

平成 27 年 7 月 3 日に岩手県消防学校で行われた第 39 回消防救助技術岩手県大会に、久慈消防本部の代表として 6 種目 23 名の隊員が出場しました。個人種目のはしご登はんの部では、久保準（ひとし）消防士（写真前列中央）が出場隊員 17 名中 1 位の成績を収め、全国消防救助技術大会への出場を決めました。

また、ロープブリッジ渡過、ロープブリッジ救出、ほふく救出、ロープ応用登はんの部でも入賞を果たしました。

### 主な掲載内容

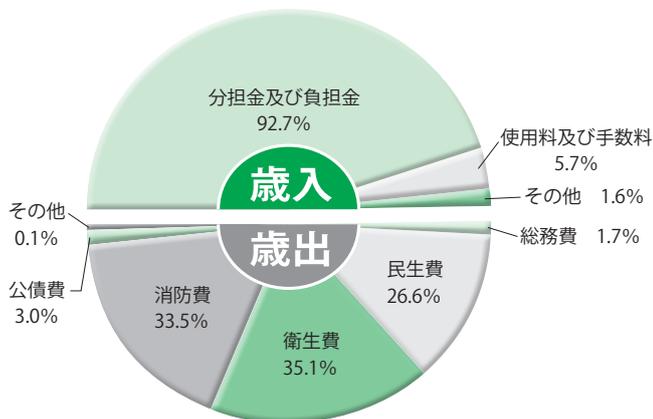
- 平成 27 年度久慈広域連合当初予算の概要
- 介護保険制度改正について
- 平成 28 年度職員採用のお知らせ  
（ほか）

# 平成27年度 久慈広域連合当初予算の概要

久慈広域連合の平成27年度当初予算は、平成27年2月12日に招集された第12回久慈広域連合議会定例会で一般会計及び介護保険特別会計ともに可決されました。一般会計予算は35億7,633万2千円で、前年度比1億2,382万2千円3.6%の増となりました。増額の主な要因は、廃棄物処理施設の老朽化に伴う施設補修費が増加したことによるものです。また、介護保険特別会計予算は61億219万3千円で、前年度比3億1,256万3千円5.4%の増となりました。増額の主な要因は、保険給付費の増加や、番号制度に対応するためのシステム改修費の増によるものです。一般会計と介護保険特別会計の予算総額は96億7,852万5千円となります。ここでは、平成27年度各会計予算の内訳をお知らせします。

## 一般会計

歳入歳出総額 35億7,633万2千円



## 歳入

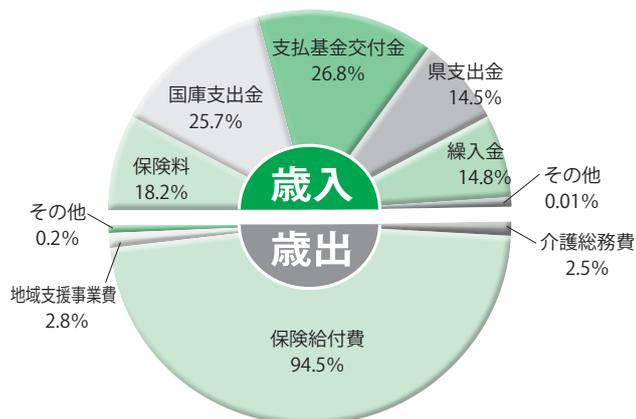
分担金及び負担金	33億1,499万円	構成都市町村からの負担金 久慈市 18億4,885万4千円 洋野町 9億1,784万1千円 野田村 2億9,570万1千円 普代村 2億5,259万4千円
使用料及び手数料	2億495万6千円	廃棄物処理手数料、消防手数料、火葬場使用料など
国庫支出金	1,333万5千円	循環型社会形成推進交付金など
県支出金	1千円	低所得者保険料軽減負担金
財産収入	2,838万2千円	古紙、アルミ缶等の資源物売却収入など
繰越金	1千円	平成26年度からの繰越金
諸収入	1,466万7千円	岩手県消防学校派遣職員負担金など
歳入合計	35億7,633万2千円	

## 歳出

議会費	84万3千円	議会運営のための経費
総務費	6,089万8千円	庁舎使用料、事務費などの広域連合運営経費
民生費	9億5,022万7千円	介護保険特別会計への繰入金など
衛生費	12億5,591万5千円	火葬場、ごみ焼却場及びし尿処理場などの管理運営経費
消防費	11億9,753万5千円	消防本部、久慈消防署(分署)の運営経費
公債費	1億791万4千円	広域連合が借り入れた借金の元利償還金など
予備費	300万円	
歳出合計	35億7,633万2千円	

## 介護保険特別会計

歳入歳出総額 61億219万3千円



## 歳入

保険料	11億928万5千円	第1号被保険者(65歳以上の人)からの介護保険料
使用料及び手数料	14万5千円	介護保険料に係る督促手数料
国庫支出金	15億6,830万2千円	介護給付費に係る国からの負担金
支払基金交付金	16億3,884万1千円	第2号被保険者(40歳~64歳の人)からの介護保険料
県支出金	8億8,356万8千円	介護給付費に係る県からの負担金
財産収入	19万5千円	介護給付費準備基金の預金利子
繰入金	9億179万1千円	一般会計、介護給付費準備基金からの繰入金
繰越金	1千円	平成26年度からの繰越金
諸収入	6万5千円	延滞金、雑入など
歳入合計	61億219万3千円	

## 歳出

介護総務費	1億5,051万9千円	介護保険料徴収や要介護認定に係る事務費
保険給付費	57億6,660万7千円	介護保険サービス給付費(居宅介護サービス費、施設介護サービス費など)
地域支援事業費	1億7,280万円	構成都市町村や介護事業者の行う介護予防事業などに係る経費
基金積立金	784万7千円	介護給付費準備基金への積立金
諸支出金	142万円	介護保険料返還金など
予備費	300万円	
歳出合計	61億219万3千円	

# 介護保険制度改正について

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納めていただき、介護が必要となったときに費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを利用できる制度で、3年ごとに見直しが行われます。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度以降は、医療や介護の需要が増加すると見込まれることから、持続可能な制度とするために介護サービス利用時の負担に関する制度が一部改正されました。今回は、平成27年8月以降に利用するサービスの主な改正点についてお知らせします。

## 一定以上の所得のある方の利用者負担が2割になります

介護サービスを利用したときの利用者負担は、これまで一律に1割でしたが、一定以上の所得がある方については2割となります。利用者負担が2割となるのは、本人の合計所得金額が160万円以上の方です。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままです。

要介護・要支援認定を受けたすべての方に負担割合証をお送りしますので、介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービスを利用する時は、必ず2枚一緒にサービス事業所に提出してください。



## 低所得の施設利用者の食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

介護保険3施設を利用する方の食費と居住費は、本人負担が原則ですが、所得が低い方については、所得に応じた自己負担の限度額が設けられ、負担軽減が図られています。今回の改正により、次の①、②のいずれかに該当する場合は、軽減の対象外となります。

- ① 預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ② 世帯分離をしている配偶者が市町村民税を課税されている場合

もしも、不正に給付を受けた場合は、それまでに受けた給付に加えて、最大で2倍の加算金が課される場合があります。

【申請に必要なもの】 申請書、印鑑、通帳等の写し（本人と配偶者のみ）



## 高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

介護サービスを利用した場合の利用者負担には、月々の負担限度額が設定されています。1か月に支払った利用者負担額が一定額を超えた場合には「高額介護サービス費」として支給されます。

これまでの利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設され、現役並み所得者に相当する65歳以上の方（課税所得145万円以上の方）がいる世帯の上限額が37,200円から44,400円に引き上げとなります。

なお、この水準に該当しても世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合で、これらの方の収入の合計額が520万円（世帯内の65歳以上の方が1人の場合383万円）に満たない場合には、その旨の申請書を提出することで、37,200円になります。対象と思われる方には、久慈広域連合から申請書（基準収入額適用申請書）を送付します。

平成27年7月までの自己負担の限度額

区分	限度額
市町村民税課税世帯	37,200円 (世帯)
市町村民税非課税世帯	24,600円 (世帯)
前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円(個人)
老齢福祉年金を受給している方	
生活保護を受給している方	15,000円(個人)

平成27年8月からの自己負担の限度額

区分	限度額
<b>新設</b> 医療保険制度における現役並み所得相当の方※	44,400円 (世帯)
上記以外の市町村民税課税世帯の方	37,200円 (世帯)

※ 同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上ある方

(次ページへ続く)

## 特別養護老人ホームの多床室の基準費用額が変わります

施設へ入所する方の居住費の利用者負担額は、施設との契約により決まりますが、目安となる金額（基準費用額）が定められています。今回の改正により特別養護老人ホームの多床室に入所する方の基準費用額に室料相当分が加わり、次のとおり基準費用額が変わります。

平成 27 年 7 月まで  
**370 円**



平成 27 年 8 月から  
**840 円**



## 行政手続条例の改正について

行政手続法の一部改正（平成 26 年 6 月 13 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、行政手続条例の一部を改正しました。

### 【改正のポイント】

- ① 行政指導の中止等を求めることができるようになりました。
- ② 第三者が、行政処分等を求めることができるようになりました。
- ③ 行政指導をする際は、許認可等に関する権限の根拠を明示します。

## し尿汲取りについて

例年、お盆期間中は、し尿汲取りの申込みが集中し、収集運搬業者がすぐに対応できない場合がありますので、余裕をもって申込みをお願いします。

なお、し尿汲取りの手数料については、収集運搬業者へ速やかにお支払いください。

# 平成 28 年度採用 職員を募集します

### 【試験職種・募集人員】

一般事務 1 名程度、消防職 3 名程度

### 【受験資格】

一般事務

大学、短期大学、または高等学校（各種専門学校含む）の卒業生（平成 28 年 3 月までに卒業見込みを含む）で、昭和 60 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた方

消防職

平成元年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた方で次の要件を満たす方

	男性	女性
身長	概ね 160cm 以上	概ね 155cm 以上
体重	概ね 50kg 以上	概ね 45kg 以上
胸 囲	概ね身長分の 2 分の 1 以上	
視 力	視力（矯正視力を含む）両眼で 0.7 以上、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること	
色 覚	赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること	
聴 力	正常であること	
その他	四肢が正常で職務遂行に支障のない身体状態であること	

### 【第一次試験日時・会場】

日時 平成 27 年 9 月 20 日（日） 午前 10 時から  
（受付は午前 9 時から 9 時 30 分まで）

会場 久慈市役所、久慈高等学校長内校

### 【試験方法】

一般事務

教養試験、作文試験、職場適応性検査

消防職

教養試験、作文試験、職場適応性検査、消防適性検査、運動能力試験

### 【申込書請求方法】

受験申込書は、久慈広域連合総務企画課（久慈市役所分庁舎 2 階）で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、送付先の郵便番号、住所、氏名を明記した返信用封筒（A 4 版の大きさで 120 円切手を貼ったもの）を同封してください。

### 【申込み方法】

平成 27 年 8 月 18 日（火）までに、久慈広域連合総務企画課に受験申込書を提出してください。なお、郵送の場合は、同日必着とします。

問い合わせ先 久慈広域連合総務企画課 TEL0194-61-3344

## 久慈広域圏の人口と世帯数（H 27.7.1 現在）

（単位：人・世帯）

市町村名	人 口	世 帯 数
久 慈 市	3 6 , 7 9 7	1 5 , 6 4 8
洋 野 町	1 7 , 9 6 9	6 , 8 7 7
野 田 村	4 , 4 5 4	1 , 6 5 6
普 代 村	2 , 8 7 0	1 , 1 4 4
合 計	6 2 , 0 9 0	2 5 , 3 2 5

### ◎編集・発行

## 久慈広域連合 事務局総務企画課

〒028-0056

久慈市中町一丁目 6 7 番地

久慈市役所分庁舎 2 階

☎ 0 1 9 4 - 6 1 - 3 3 4 4

http://www.kuji-kouiki.jp/

### 問い合わせ先

総務企画課	0194-61-3344
介護保険課	0194-61-3355
衛生課	0194-66-9090
久慈消防署	0194-53-0119
種市分署	0194-65-6119
大野分署	0194-77-4119
山形分署	0194-72-3119
野田分署	0194-78-2119
普代分署	0194-35-2119

